

**日程第26 議案第1号 平成24年度橋本市
一般会計補正予算（第3号）に
ついて**

○議長（井上勝彦君）日程第26 議案第1号
平成24年度橋本市一般会計補正予算（第3号）
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別
に行います。補正予算説明書の平成24年度一
般会計補正予算（第3号）の12ページをお開
きください。

まず、2款総務費、12ページから15ページ
まで、質疑ありませんか。

20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）13ページの庁舎耐震改
修事業に要する経費のうちの委託料の庁舎改
修設計委託料、これは恐らく耐震棟以外の部
分だと思いますけども、そののたい内容、
それでもう一点は、この耐震改修は、今度、
総務委員会でいろいろなご説明があると聞い
ておりますけども、その中で、もし有事にな
って、電気も使えないとかという状態で、市
の防災の方でいろいろな対策本部、本部が設
置されますけども、そうなった場合について
の補助電源なり等は今回の庁舎改修の設計の
委託料または耐震改修工事等の中に入ってお
るかどうか、これをちょっとご説明お願いい
たします。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）まずはじめに、庁
舎改修設計委託料558万4,000円の内訳につ
いて、ご説明をさせていただきます。この経費
につきましては、庁舎内部改修及び外壁吹付
工事の改修設計、それから庁舎屋外の屋上防

水、それから周辺整備工事の改修工事の設計
委託料ということでございます。

それから、電気設備の関係でございますが、
今回、老朽化に伴いまして、若干電気設備を
補強工事をさせていただきわけございませ
んが、議員申されました有事の際、地震等
で電源が遮断された場合等については、今回
の改修には含んでおりません。ただ、以前か
らパソコン等、それから電算機の電源につ
いては、一応自家発電、長時間にわたる停
電にはちょっと耐えられないんですけども、
一応、当座の間耐えられる設備はいたして
おります。

それから、有事の際の本部機能の件でござ
いいますが、これは庁舎に関しては、残念な
がらちょっと今のところ、停電に対応でき
る形の自家発電機等は据える予定はござい
ませんが、先ほどご審議をいただきました保
健福祉センターのほうに、仮の本部機能を
移せるように一応検討をいたしてございま
して、保健福祉センターに関しては、ある
程度自家発電設備等を備えておるところで
ございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、次
に、3款民生費、4款衛生費、16ページか
ら23ページまで、質疑ありませんか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）21ページの1413衛
生費の保健福祉センター建設に要する経費
のところでございます。工事請負費で市道水
路改修工事費が出ておりますが、これは1,1
52万円ですかね。これは、保健福祉セン
ターの設計、建てる時に大方、水路のほう
も念頭に入れて周辺整備の設計等もして
いたかと思うんで

すが、この補正で出てくるということは、何か特別な水路改修に対する問題点があったのかどうかという、その辺をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）当事業費につきましては、保健福祉センターの建設にあたりまして、ちょうどセンター北側に市道本町市脇線が東西に走っておるわけでございますけれども、今、見ていただいたとおり、拡幅を若干させていただいております。その拡幅工事の中で、北側、ちょうど一番北側に住宅が建っておるんですけど、北側の水路につきまして、今回の保健福祉センターの当初の建設計画の中には何も予定をしてございませんでしたが、地元説明、それから現場を見させていただきますと、かなり老朽化が激しくて、若干漏水もしておるということで、改修の必要があるという中で、今回、補正予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）水路を割とさわるということになりますと、当初、保健福祉センターの建設時から、あそこの周辺の水路については、低い位置にあるので問題点があるということが指摘されていたかと思うんです。さわっていただいて、良いほうに改修をするということであればいいんですけども、一部分をさわったがゆえに、そこの下流の部分の水路まで影響が出てくるということになりますと、大変、一部改修だけで、そこでたまって流れてきた水が、下流のほうでまた何か問題点を起こすということが懸念されますので、その辺のところ、十分に考えてやっていただいているとは思いますが、ご説明していただけたらと思います。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）ただ今ご説明申し

上げました水路については、当然、下流部もでございます。保健福祉センターが完成しまして、1月に入りますと機能を進めるわけですが、引き続き、先ほども質問ございました本庁舎の耐震あるいは改修、最終的には西別館、建設部が入っております建物でございますが、これを解体し、最終的にあのエリアがもろもろ整理が終わると。その進捗に合わせて、水路の改修も逐次進めていくことになっておりますので、あのエリア全体の水路形態も眺めながらの今回の改修でございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）同じページなんですけれども、一番下に、予防接種に要する経費として1,400万円が出ておりますけれども、補正で対応するようになった理由と、どういった予防接種かお教え願いたいと思います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）今回の補正につきましては、本年9月から、ポリオの予防接種が従来の生ワクチンから不活化ワクチンに変更されることになりました。その変更によりまして、その接種回数も、従来の生ワクチンは2回であったんですけども、不活化ワクチンになりますと4回の接種が必要になってきます。当然、回数が増えるということと、もう一つは、一番大きな問題というのが、単価が非常に高いということです。生ワクチンは一人当たりで言いますと約350円ぐらいなんですけど、不活化ワクチンになりますと一人当たり5,700円ほどかかります。約16倍のワクチン費用が必要になってくるということで、今回、補正を上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、次に、6款農林水産業費、7款商工費、22ページから29ページまで、質疑ありませんか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）27ページから29ページにかけてになるんですかね。27ページの15節、工事請負費の1,600万円、29ページで見たら、妻地内水路改修工事費となってるんですけども、なぜこれが商工費で上がってるのかというのと、あと、水路の場合は、例えば、これは農業用で使っている水路であるのであれば、地元負担3割が必要になってくるというふうに思われるんですけども、その水路の用途と、なぜ商工費で上がっているのかをご説明ください。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）この水路工事の場所でございますけれども、JTのJRより北側のグラウンドであったところを買収したときに伴いまして、道路をつけてございます。拡幅してございます。ということで、あそこに水路があったわけでございますけれども、水路側溝を改修した結果、かなり今までの水路状況もよくなって、旧のマルヒロゴムのあたりからの雨水排水も流れていたということで、改修した結果じゃないんですけども、その隣接する家屋がちょっと床下浸水するような状況がございます。そういうことで、全体的にそこからJRの横の側溝も含めまして、雨水排水が悪いということがございまして、今年度につきましても2回ほど、その1軒の家庭が床下浸水したという状況がございまして、これについて、公共下水の雨水排水でやっていくか、計画もございましてやっていくとか、建設課の公共排水でやるかということを経験したわけでございますけれども、どちらにしても早くやっつけていかなきゃいけないと

いう妻区長からの話もございました。

そういうことで、今回、企業誘致の基金を活用して、かなり永久的な妻の雨水排水路でございますけれども、これを整備していきたいというふうに考えてございます。そうでなければ、JTの用地につきましても、ちょっと流れ込んでくるかなということがございまして、従前から排水があまりよくなかったところでございます。そういうことで、今回、企業誘致で、そういうことで道路を整備した関係もございまして、企業誘致基金を活用して整備していくという工事でございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）自分、ちょっと理解できなかったんですけど、既存のある、企業誘致内の水路、農業用水路やと思うんですけども、その水路が問題があるので改修するのに、市がこうやって直していくというのはわかるんですけども、それは何か、市が何か落ち度があったというのかな、別段、市が何か問題があって、その水路が悪くなったんですか。

何でこんなこと言うかって、別にええんですよ。ほんまに。何も構へんんですけど、ただ、僕、自分が議員やらしてもうとったら結構あるんですけど、水路が壊れて家のほうに水がこぼれてきて仕方がないという話とか、よう相談で受けるんやけど、地元は3割負担しますよね。だから、何らその違いがよくわからない。だから、その辺の違いをちゃんと分けて説明してもうたら理解できるんで、その辺、お願いします。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）いわゆる農業用水路ではございません。雨水排水路、従前は道路の側溝があったのを改修していくという形でございます。ということで、事業として整備していく云々につきましては、補助事業でした

ら公共下水の雨水排水というような形で、費用負担の対象にならない雨水排水の整備をしていくということでございます。そういうことで、農業用水路の受益者負担の対象にならない事業になります。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ちょっと何点かあるのでまとめます。

まず、25ページの農林水産業費の1906の13委託料、礫耕栽培施設撤去工事設計監理委託料、これは後の債務負担行為のところにも、同じように礫耕栽培施設撤去工事設計監理委託ということが出てきてるんですが、ちょっとあまり聞きなれない言葉でございまして、何か施設を撤去するための工事委託料というところがございますので、その辺の、その礫耕栽培というのはどういうもので、市がどのようななかかわりでやったかというのを、ちょっとご説明していただきたい。多分、礫というか、砂利ですよ。砂利を利用した栽培だと思うんですが、その辺のところのご説明をしていただきたいと思います。

それと、もう一点は、ちょっと2回しか質問できないのでまとめますね。27ページの1908、強い農業づくり交付金事業に要する経費の19負担金補助及び交付金、強い農業づくり交付金で1,123万4,000円。これは、補正予算の説明書のところにも書いていただいているんですが、国の交付金事業で、農業法人の恋野マッシュルームが事業主体となって、大変良い事業をされるということで、本市においても期待するところであると思うんですが、このような国の交付金事業が採択された場合に、今までにも同じような市の補助というか、市単での補助というのをされた経緯があるのかどうか。もしあるのであれば、その辺のところをお教えいただきたいという点と、国の

交付金事業が採択された場合に、市がまた補助金を出すということでございますけれども、その辺の条例があるのかどうか。今度、5%という金額で市費を出すわけですが、規則とか条例とかがあって、この5%という数字が決められているのかどうかというのを、ちょっとお教えいただきたいんです。

良い事業ですので、市民全体に還元がなされるということで、市は市費を出していただいて大変結構だと思うんですけども、何て言うんですか、もしも最悪、事業が失敗したりとか、国で採択された交付金事業であるにもかかわらず、経営が成り立っていかないというような事態が起こったときに、そのまま補助金というのは返していただけないと思うんですね。その辺の、こういうふうになった場合は返していただけるというような決まりごとをつくっているのかどうかということとか、そういうなんをちょっと教えてほしいんですけれども。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）それでは、まず第一点目のところでございます。礫耕栽培施設の撤去工事設計監理委託料でございますけれども、まず、その内容というおただしでございます。この事業は、昭和61年の農林同和対策事業で行いました、礫、これは火山灰というんですか、火山礫なんですけれども、それを使っての、礫を使ってのトマト、これは桃太郎という品種を使ってトマト栽培をする事業でございました。その事業が、結構その当時、トマト等が一般的には畑、土を使っての栽培、あるいはまた水耕栽培という形でされておったのが、この当時、礫を使うという形で、かなり商品価値が高いということで、かなり市場性も高い事業という形で取り組んできた事業でございます。

そういった事業に取り組んでおったわけで

ございますけれども、平成13年度において、トマトが市場性が一般的に低くなってきたということとあわせて、ハウス栽培でございますので、高温障害による病気等も発生しまして、トマト栽培の経営が続けられなくなったという経過がございます。

そういった意味合いの中で、今回、委託料として上げてございますのは、議員おただしのとおり、ハウス施設を撤去して、地権者に土地を原状に戻して返すという考え方で現在おρισして、それを行うがための一つの設計費用を、補正で上げさせていただいたというのが現状でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、次の、強い農業づくり交付金事業についてのおただしでございます。まず一つ目が、この事業と補助金の今までの実績というおただしかというふうに思ひます。この強い農業づくり交付金事業といひますのは、これは、国が平成17年度の補助金の大幅な見直しを行ひまして、生産振興総合対策事業という一つの事業、あるいはまた、輸入急増農産物対応特別事業、それとまた、農業経営総合対策事業、最後に、卸売市場施設整備事業、この四つの事業が一本化されまして、地方の裁量性、あるいは自主性を高めていく農業づくりを推進するという意味合いでの事業が統合されたわけでございます。

そういった事業内容、事業の経過を踏まえて、今までの実績ということでございませけれども、同じくして、平成17年に、橋本市の養鶏農業協同組合が、隅田にございませ卵の選卵機の更新をしてございませ。そのときには、この事業を使って入れ替えを行ひまして、事業費につきましては、約1億円ほどの事業費をかけてこの事業を行ってございませ。その当時、市としましても5%の補助をさせていただいたという経過がございます。

それと、この事業の前身事業になるわけでございますけれども、古くは、これは平成8年だったと思うんですけれども、ごめんなさい、間違えませ。平成4年です。平成4年に、養鶏組合も当初GPセンターという形で卵の自動選別、選卵施設を整備ませ。そのときにも事業費が約1億円からの事業でございませして、その当時にも橋本市として5%の補助を行つたという実績等があるわけでございます。

あと、類する補助事業といひましての実績は、橋本市のJAが行つてございませ選果場の整備とか、そういった意味合いのものにつきましても、5%の補助を橋本市としては今までから行つておるところでございませので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、国の補助金の条例ということでございますけれども、これは橋本市が市町合併するまでは、補助金の条例という形で整備もしてございませけれども、今回、5%の予算計上をさせていただいてませのは、新たな整備を、補助金の支払い整備要綱をつくつて、今議会でお認めいただきましたら、そういった形で補助金をお支払い、今までと同じような形で支払いしていけるような補助金支払要綱等をさらに整備をして、条例化するということですか、整備をしていきたいという考え方でおρισするので、よろしくお願ひいたします。すいませ、条例じゃなしに要綱でございませ。新たな要綱をつくつて、そこで市の補助についての支払いを明記していきたいというふうに考えてございませ。

あと、先ほど、この事業は全く新たな事業でございませるので、失敗したらということですか、あるいはまた、経営がうまくいかなければどうかということでございますけれども、橋本市としても、こういった補助金も乗せて行つていく事業でございませけれども、でき

るだけこれは、できるだけというか、必ず成功していただかなければならないというふうに考えておるところでございますけれども、最悪の場合のことでございます。補助金をどういうふうにするのかということでございますけれども、これにつきましては、国の交付金に限らず、国においても補助金返還という問題は、これはお金をもらった以上は必ずついてくるわけでございますけれども、最近では国の流れといいますのは、これは地方の分権推進を進めていくという中で、社会情勢が急激に変わった場合とかという場合には、補助金の返還を求めないというような、若干柔軟的な考え方に変わってきてございます。そういったことはありますけれども、基本的には、これは補助金等に係る予算の執行の適正化、いわゆる適化法に基づく法律によりまして、施設の耐用年数の残存期間に応じて補助金返還という問題は、これはついてくるものというふうに考えてございます。そういった意味合いで、補助金返還につきましては、これは国の法律に基づいて返還義務があるという前提の中で考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上でございます。

(「答弁もれ」と呼ぶ者あり)

○議長(井上勝彦君) 答弁もれ。

11番 土井君。

○11番(土井裕美子君) 国のことはわかったんですけど、私が言っているのは、だから市は、市で、市の補助金を出しますよね。そのときの中には、要綱がないということやから、返すという決まりはないという、そういうご答弁でいいんですか。

○議長(井上勝彦君) 経済部長。

○経済部長(浦 彰伸君) 考え方は国と同じでございます。国の補助金、そして、市の補助金を上乘せしてする同一事業でございます

ので、返還という問題については、耐用年数が残っておれば求めていきたいというふうに考えてございます。

○議長(井上勝彦君) 11番 土井君。

○11番(土井裕美子君) まず、最初の礫耕栽培の件についてでございますが、トマト栽培がちょっとうまいこといなくなっていて、今、施設が残っているということですよ。ビニールハウスかな。で、その活用についてどのような、取り壊したらそれは簡単なんですけど、お金もかかりますし、そこをいろいろ活用することを考えられて、動きをされているかなと思うんですけども、そういういろんなご努力をされた点があったらお聞かせいただきたいんです。それをして、どうしてもだれも引き受けてくれなかったんで、施設を解体することだったらわかるんですけども、せっかくいい施設があるんでしたら、どのような施設か、ちょっと私、場所もわからないんですけども、場所も含めて教えていただきたいし、撤去するにも大分費用がかかりますので、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいというのと、強い農業づくり交付金事業のところですが、まだ要綱とかがついていないということですよ。つくられるときに、やはり市のお金、市民の税金を投入して、そこに補助を出すわけですから、やはり、ぜひうたっていただきたいのが、市民に還元できるような形で、やはり雇用とかの点、市内の居住者を何人か雇うとか、それから、身障者、障がいをお持ちの方を必ず何名雇うとか、そういう細かいことも含めて、しっかりと規則で、これからつくるんであればうたっていただきたいんですが、これを通してしまっただけから規則をつくるということになりますと、それが適用できるのかというのがちょっと問題になってくると思うんですけども、その辺のお答えと、それと、財政が厳しい厳しいと

言いながら、この交付金、国からの交付金がおいたら、これからどんどん、どんどんこういう交付金がおりにくることに対して、歯どめをかけずに、国の交付金がおいたら必ず市も補助金出すよということでは、なかなかやっぱり問題があるのではないかなと思うので、どの辺のレベルというんですか、基準をやっぱり明確にこれからしていけないといけないと思うんですけども、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）まず、一点目でございます。礫耕栽培施設の取り組み経過ということでございますけれども、先ほど、私、平成13年でトマト栽培は終わりましたというふうに述べさせていただきました。当然のことながら、施設の利活用という問題については、それ以降についても、再開するためのいろんな方策、あるいはまた、企業と話もさせていただいて、再利用できる方法はないのかということで、それ以降も常に念頭に置いて取り組んできたところでございます。

その間におきまして、当施設を売却していくというようなことも取り組んだ中で、売却という形も考えてきてございまして、一時期、売却する方向で話も進んでおった時期がございます。これにつきましては、平成20年頃ですか、20年頃には売却して、そこで活用していただくというような話もございました。当然のことながら、地元の企業としましても、農業施設でございますので、JAともお話を再三させていただいたような経過でございます。

しかしながら、利活用していくというふうになりましたら、あの施設をすぐ、そしたら農業用施設に使えるのかということになりましたら、今まで使っておりました礫によるト

マト栽培による野菜づくりに転換していくというふうになりましたら、施設内部を改造しなければならないと。あるいはまた、外壁部分がかなり劣化してございますので、そういった部分もやり替えないことには、野菜栽培すらできないというような状況もついてきてございます。

そういった意味合いで、ここ一、二年につきましては、特に利活用できる方法は、いろんな企業にないのかということで声かけもさせていただいたわけでございますけれども、やはり土地の地権者からの借地でございますので、いつまでもああいった状況で置いておくわけにもいかないと。かといって、再利用のめどが立たないという状況になりましたら、これはもう解体・撤去して、原状に復して地権者に土地を返すという形も、これは選択肢にならざるを得ないという形で、市としましても最終的な判断といたしまして、解体しか活用できる方法はないと。あの施設を活用する方法はないという結論に達した中で、今回、補正で解体するための設計予算を計上させていただいたというような状況でございます。決して何の取り組みもしなく、今までほうった中で、解体をするんだというような考え方ではございません。いろんな分野の方にも声かけもさせていただいて取り組んだ結果、解体という道を選んだということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）経済部長、場所。

○経済部長（浦 彰伸君）すいません。もれました。場所につきましては、皆さん、国道から、ぜん坂から南のほうを向いていただきましたら、あそこは橋本市岸上になるわけでございますけれども、大きなハウス、施設がございます。場所で言いましたら、やっちゃん広場の北、東に約50mほど離れたところにハウス屋根が見えておると思うんですけども、

5棟ございます。面積で言いましたら、全体的には、あそこには面積約5反ほどあるわけでございますけれども、場所はそういったところに立地しておる施設でございます。

それと、もう一点、マッシュルーム事業のほうでございますけれども、要綱で整備をしていくという考え方では現在おります。ただ、雇用の問題とか、あるいはまた、障がい者雇用という問題もその中に入れてということではございますけれども、雇用につきましては、この事業自体が、国が認めていただいたというのは、あくまでもこれは地元橋本市内の方を雇うという計画も打ち出した中で、あるいはまた、地域の農業者が自らがこの事業に着手していくというところで認められた事業でございますので、橋本市の要綱整備の中で、あえて二重にかぶせる必要もないのかなというふうな考え方もしてございます。これも地元雇用については、やっていくという前提の事業でございますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それとあわせまして、そしたら、どんな事業でも市は5%補助をするのかということでございますけれども、この強い農業づくり交付金事業につきましては、事業採択に至るまでにはいろいろな要件がございます。農家が何人以上参画、あるいはまた出資というんですが、参画しなければならぬとか、それと事業費が5,000万円以上であるとかいうような縛りがございますので、その縛りの中で、市としても5%の補助を考えていきたいというふうに考えてございます。決して、どんな事業でも、国の補助金が採択されれば市が5%乗せるというような考え方ではございません。この事業はあくまでも地域の農業者の活性化、あるいはまた産地化づくりに対する農業者の熱意を反映するという事業をもつての事業でございますので、どんな事業でも

5%補助をするというふうには考えてございませんので、よろしくお願ひしたいと思いません。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今のところのことなんですけれども、トマト栽培は、これは市がやっておったんですか。市がこんな事業をやっておったんですか。トマト栽培という。それで、もし、市がやってない、ほかの団体がやっていたら、後始末もその団体にさせるべきで、市が何でこんなことせんなんのかと私は疑問に思うんですけど、いかがですか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）この事業は、橋本市が、橋本市近代化施設園芸組合というところに業務を委託してございます。施設そのものについては、所有は橋本市で建てたものでございますけれども、経営あるいは運営については、当組合のほうに委託をして経営をしていただいたという中での事業でございます。ですから、経営についてはそういった委託でございますけれども、施設そのものにつきましては、これは橋本市の所有物でございます。当時の委託するときの契約等につきましても、解体撤去等についても、これは橋本市の所有でございますので、橋本市で最終的には修繕、大規模修繕、あるいはまた撤去については橋本市に責任があろうかというふうに考えてございます。これについても、弁護士等にも相談もさせていただいた中での、責任の所在ということも明確にした中で取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）橋本市と土地の所有者との関係では、そういう撤去しますということかもしれませんけれども、それを利用して、

もうけるときはもうけておいて、後始末もせんというのは、ちょっと私は理解できないんですけどね。そういう、もうけた人に肩がわりしてもらうか、何割か負担してもらおうということは、普通から考えて正当な理由があるんじゃないでしょうかね。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）言葉は悪いんですけども、利益がかなり上がっておれば、これは、そういった話し合いにもいけるかなというふうには考えておるんですけども、栽培当初には経営はなかなか良かったわけでございますけれども、市場性が下がってきましたら、利益等があまり出てございません。赤字経営だったという実態でございます。しかしながら、今、議員のほうでおただしがありましたように、使っていた方にも応分の負担をしていただければという話でございます。もちろん、そういったことでも取り組んでいく予定はしております。金額については、まだちょっと定かではないですけども、組合自体がいろいろな改造したりとか、あるいはまた、その費用負担に応じてもらえるところについては、組合のほうに費用負担をお願いしていくという考え方では基本的におります。

○議長（井上勝彦君）松浦議員に対する答弁もれの答弁。

理事。

○理事（吉田長司君）この礫耕栽培事業でございますけれども、もともとは旧の地域改善対策事業の中の就労支援事業でございます。ということで、事業そのものが就労支援ということになってございまして、施設そのもの、それからそれにつきましては、市が補助をいただいて、市の設管条例の中でしております。そういうことで、委託するときには、その撤去なり、それについては市が行うという旨の明記もしてございますし、その幕締めという

んですか、それにつきましても、市が責任を持ってすべき性格のものでございます。そういうことで、事業の性格から言いまして、もうけたから市じゃ、もうけてないから市でないという、反対か。反対ですね。そういう性格のものではございません。事業そのものが就労支援ということからしてますので、ちょっと理解しにくいところもございすけれども、そういうもので、最後まで市が責任もって終結をしなければならないものでございす。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）わかりにくいようで、わかりやすく言えば、これは同和対策事業でやった事業なんです。特別扱いで、利益が上がれば、これはたしか3人だったと思えますよ。お店をやっている人が中心になって組合をつくって、これは形式だけの組合ですわね。で、利益が上がれば、その利益は組合と言われたんか、そこが持っていくと。組合ということですが、たしか3人ほどでしたよね。お店されてる方が中心でしたよ。お店されてる方が礫耕栽培という最先端の事業、事業というんか、やるということで、私も非常に関心を持ってたんですよ。僕の記憶では、たしか1棟4,000万円ぐらいかかってたんじゃなかったかな。

何が問題かと言え、同和対策事業が、今日でもやで、そんな生きてるんかということや。同和対策事業というのは、要するに、同和地区の方と一般の地区の方との格差是正ということが目的でやられて、もううんと前に、この法律さえ、法律もなくなってますよね。これ、建築時いくらかかったのか、また、この解体費用にいくらかかるのかね。予想ですよ。そういう今日、そんな特別扱いをすることがいいのかなという気がして仕方がないん

ですよ。恐らく、今何て呼んでるんですか、部落解放同盟とか、年に1回交渉やってますよね、部課長が全部出て、半日か一日かけて。その中で強い要求あるのと違いますか。でなかったら、こんな解決、全然納得いきませんね。あまりにも特別扱いし過ぎですよ。これは。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）確かに、おっしゃられるように同和対策事業で、当初取り組まれた事業でございます。これの設管条例につきましても、今の橋本市もその設管条例を持つ中で、市としてはせつかく経費をかけて、ほとんどは国の補助金で建設はされておりますけれども、市も若干支払いしているという中で、この施設を何とか利活用する方法はないかということ、市長もかなり強く言われまして、今日までJAであるとか、いろんなところに借りてもらえないとか、あるいは、現在のその組合の方に、反対に市としてはもう譲渡してしまうことで、いわゆる撤去費用というのがかかりませんので、そういった交渉も粘り強く続けてまいりました。

しかし、施設自体も老朽化もしてきておりますし、あと、無償で譲渡というか、相手の方が譲り受けたところで、それをその方たちが利活用していく方策がないと、結局、後の撤去を自分たちがしなくてははいけないということで、なかなか交渉を何回も重ねたんですけども、いい方向に行かなくて、最終的に今回、もう撤去をして、この事業については一つ終わらせていこうということで、市として決断をいたしまして、今回、予算の計上をさせていただいたという経過がございます。

決して、ほったらかしにしておいてどうか、今ご指摘ありました部落解放同盟からの要求があつてとか、そういうことは決してございませぬので、これは市として自主的

に、何とかこの事業をいい方向に動かしていかなければいけない、そういうことで取り組んだ結果がこのような形になったということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）金額言うて。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）昭和61年当時の建設事業費は、全体で1億1,790万5,000円でございます。

○3番（富岡清彦君）解体撤去の費用、予定。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）失礼しました。解体撤去でございますけれども、設計を組まないことには精査できないわけでございますけれども、5,000万円から6,000万円ぐらいの撤去費用はかかるものというふうに想定してございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）感情的に言えば、こういう、たった3人でしたか、組合の方に2億円近いお金をつぎ込むと。1億6,000万円ですか、ということになるんですけども、1億1,700万円だそうですが、何て言うか、本当に特別扱いの、超特別扱いというのかな、ということが続けてきて、最後のしりふきというのかな、まで市がせんなんというあたりが、どうしても納得できないのと、まだ一步一面、ここに至って、こうした同和対策事業に予算を投入していかんなんということが非常に寂しいというか、悲しいというか、そういう思いも非常にあります。営々と橋本市が対策事業をやってきて、一般地区との格差というのは基本的にもうなくしたという、非常に何て言うか、頑張った点と、まだこういう形で残っているというのが、非常に悔しいというたええんかな。いう気持ちなんです。

1番議員言われましたけれども、やっぱり

可能な限り、解体費用については、関係した人たちにも、これはやはり求めていくべきだというふうに私は思います。この点、再度、伺います。

○議長（井上勝彦君）この際、3番 富岡君の質疑に対する答弁を保留いたしまして、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

理事。

○理事（吉田長司君）午前中の、23年度の水道事業会計の決算の中で、8番議員から施設利用率の関係で質問がございました。その中で、この上げる手だてはないのかという話がありましたけれども、水道ビジョンの中では、高野口の水源の統合と簡易水道の統合、2簡易水道があるわけでございますけれども、統合がございまして、どちらも高野口の統合になりましたら、分母の部分が減りますので能力が減ると。これはおかしな話ですけども、閉鎖しますので、分母が減りますので施設利用率が上がる結果になります。また、簡易水道との統合におきましても、分子の部分が増えますので、それも処理浄水場はなくなるわけでございまして、分母が増えますので、どちらも施設利用率の向上につながるものでございます。どちらも水道ビジョンの中でうたわれてございますので、訂正方、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）それでは、日程に従い、議案審議を行います。

3番 富岡君の質疑に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）まず、礫耕の施設

でございますけれども、先ほども言いましたように、当施設については、農林業同和対策事業で行った事業でございます。その当時から、土地については地権者3名から無償で土地を借り上げて事業を実施してきた用地でございます。当然、そういうことになりましたら、無償で借りておる土地の上の市の施設でございますので、これは常識的に、あるいはまた民法上でも、市のほうで撤去する義務がございまして、それに基づいて、今回、撤去を目的とした設計費を計上したということで、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。
12番 清水君。

○12番（清水信弘君）マッシュルームのあれについてなんですけれども、先ほど、副市長の答弁にもありましたけど、国の金どうやこうやという話やったと思うんですけれども、国の金だからたやすく使えるというような考えが、この立派な借金大国をつくり上げたと思うんですけれども、この施設建設事業費、全部で2億5,900万円、この程度かかるということになってますけれども、どれだけ返すんか知りませんが、利益を得ていかんと当然返せないと思うんですけども、この2億5,900万円を利益から出そうと思ったら、世紀変わるほど時間がかかるんじゃないかなと思うんですけども、そちらにある、手元のあれは、どのあたりで健全になっていくかというのは持たれていると思うんですけども、お示し願ひしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）マッシュルーム事業の、まず事業費でございますけれども、建設に要する事業費は2億5,914万円でございます。その事業のうち、今回、国の交付金と市費を乗せまして、差し引き、地元のほうで

は1億4,700万円程度、地元負担が1億4,700万円程度の地元負担額になろうかというふうに思います。当然、これは農業者8名ないし9名によつての事業でございます。その方らの負担という形になってきます。そのために、株式会社を起こして、出資もし、なおかつ足りない分については、これは日本政策金融公庫なり、あるいはまた地元の金融機関等との借入れを受けて事業展開をしていく予定というふうに聞いてございます。当然、資金の確保については、返済については10年で何とか返していきたいという計画ということも聞かせていただいております。返済は、かなり利益を確保するというところでございますけれども、今の事業計画の中では、軌道に乗りましたら年間2億3,000万円ぐらいの売り上げを想定してございまして、その費用をもって返済をしていくという計画でございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）25ページの1936農業者戸別所得補償事務に要する経費の中の、青年就農給付金について詳しくお願いをいたします。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）青年就農給付金でございます。この事業につきましては、一応、地域の農家の方に農地を集積していくという形の中で、中核農家を育成していくという事業でございます。そういった事業者の方に支援をしていくという国の事業でございます。これから、そういった中核農家の育成をしていく意味合いの中で、今現在のところでは、橋本市内でこれから農地を集積して農業経営規模を拡大していくという農家、約5名ぐらいはなんとか募れるのかなという想定の中で、1名、国の補助が75万円でございますので、

5人ということで375万円を計上しておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（井上勝彦君）5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）これもやはり市の農業政策やと思いますので、しっかりまた広報のほう、5名と言わずにまたしっかりやっただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）答弁よろしいですか。ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）先ほどの礫耕栽培の部分で、一応念押しで、先ほど、この建設費に1億一千幾分かかかっているというご答弁ございましたけれども、これは国等への債を、償還が済んでいる物件かどうか、お答えいただければと。

それと、恋野のマッシュルームの件ですけれども、この建物自体つくっていくと。で、その法人の所有物となるものだというところでよろしいでしょうか。というのは、今回のように建物自体が市の所有になってしまうと、その事業性がなくなったときに、また、こういった問題を起こす可能性がございますので、この点、一点。

それと、こういった事業目的が終了しているにもかかわらず、そのままになっているような事業というのは、逆にこういう補正でぼんと上がってくると、びっくりするわけです。もし、もう把握していて困っているんやというものがあれば、この場でご説明いただければ助かりますので、この3点、お答えお願ひします。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）まず、一番最初の礫耕施設の事業でございますけれども、この事業については、起債の償還等についてはす

べて完了してございます。それとあわせて、ハウスでございます。ハウス部分についての耐用年数等についても、既に償却済みでございます。ただし、一部、管理棟の部分については、耐用年数との問題で、償却できない部分が若干あるということでございます。

それと、マッシュルームの事業でございますけれども、これについては橋本市の事業ではございません。株式会社恋野マッシュルームという会社が事業主体でございますので、今回の礫耕とは全く趣を逆にしてございます。

それと、最後に礫耕とというんですか、同和対策事業によつての施設で、休眠状態になっている施設はどうかということでございますけれども、施設そのものにつきましては、同和対策事業で設置した施設はほかにもいろいろございます。農機具の問題、あるいは育苗施設もつくってきてございます。これらすべて、農林業同和対策事業で設置した事業でございますけれども、休眠という状況にはなってございません。今現在でも、育苗施設も農機具利用組合というものをつくって、そこで運転をしておるということで、現在は認識してございます。休眠状態の施設ではございません。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）同じところなんですけど、1908の部分なんですけど、国のほうから大きな補助金をもらっていただいて、橋本市の農業の活性化ということで、大変立派なことをやっていただけなので、いいことかなと思うんですけども、本市の今の財政状況から考えていくと、やはり1,000万円以上の補助金というのは大きな金額ではないかなという気はいたします。いろいろ先ほど議論しておるので、それはそれでいいとしましても、一点だけ、農業法人ということなので、これは税

金からいいますと課税対象といいますか、法人の場合は利益がなくても最低限の税金、県民税とか市町村民税、これが課せられると思うんですけども、その辺の見通し。これが課せられることによって、橋本市も収益が上がるわけでありますので、その辺も含めまして、これ、今のところ、どういうふうにご考えておられるのか。このマッシュルームの会社に対しての県民税、法人市民税の問題です。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）先ほどから、経済部長のほうからご説明させていただいておりますように、法人に関しては株式会社という形態で設立されるというふうに計画はなっておりますので、その場合、特別な事情がない限り、法人市民税、均等割、所得割というような課税になるかと思っております。

それから、上の設備、それから固定資産が発生してくるわけでございますけれども、これに関しましても、通常は課税という形になるかと思っております。

○議長（井上勝彦君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）通常は課税ということなんですけど、その辺で、先々減免とかいろいろ方法が出てきても困るので、それと、もうこれ、補助金出してやっていくんやから、現時点で県民税、市民税がどれくらい発生するんかという試算はされておるんですか。その辺、きちっとご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）法人市民税、均等割の件でございますけれども、均等割につきましては、資本金あるいは雇用人数の関係がございまして、ちょっと今のところ、はっきりと明確に申し上げることができません。それから、所得割に関しましては、これは利益が発生しないと当然発生しないわけござい

ますので、当分の間、これはちょっと見込みがないのではないかというふうに思っております。

それから、施設に関しましては、これは一応、設置をされてから評価をさせていただいて、評価額にもとづいて課税をさせていただくわけでございますので、現在のところ、はっきりしたことはちょっと申し上げられませんが、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）25ページの紀望の里の管理運営に要する経費の部分で、紀望の里の現在の運営状況についての説明を求めます。

そして、もう一点は、先ほども出ておりましたけれども、妻の用地の件ですけれども、ここは企業誘致用地ということで位置付けをされておるわけですが、いろいろ宅建業者への売却とかも検討されたりとかして、まあ、うまくいってないんですが、これを早くしないと、金利がかなり、たしか200万円ぐらいかな。毎年毎年200万円ぐらいの借入金の金利がかかってきます。ですから、市としましては、できるだけ早く利用処分を決めるということが200万円の金利の節減にもつながっていくわけですが、そのあたりで、企業誘致ができれば一番いいんですけれども、そのほかにもっと取り組んでいかんといかんのじゃないかなと思っておりますが、その辺の考えをお尋ねいたします。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）現在、土地開発公社の所有になってございます。それで、以前一時的に、開発公社のほうで宅建業者に販売ということで、理事会で議論いただいて、一度販売のほうに進んだ経緯がございます。現在のところ、あの企業誘致用地につきましては、西のほうについては隣接する会社でございま

すけれども、そこが欲しいということで、3分の1ほどが欲しいということになってございます。それと、東のまた3分の1につきましても、これは企業誘致じゃないんですけども、こっち関係の、ちょっとまだ申し上げられませんが、そういうことで欲しいということで、大体予約が入ってございます。現在、残りの真ん中の3分の1について、仮称にはなってございますけれども、企業誘致もできないかなということで、今、企業誘致のほうでやっております。土地開発公社のほうではもう閉鎖しますので、販売の事業展開はしてございません。そういう状態でございます。引き合いについても、現在、真ん中の土地についても、今、1社でございます。それで、どうしてもだめだったら、最終的には宅建業者というのも視野に入れてますけれども、現在のところそういう形ではしてございません。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）ひととき館の利用でございますけれども、直近ということでございますけれども、ちょっと私、手持ち資料、24年の3月現在の資料しか、手持ちございません。その数字を言わせていただきます。

当初、これは平成23年の4月段階、当初でございますけれども、利用者予測が1万7,000人のところ、最終年度末の段階では、年間3万6,000の方が温浴施設を利用させていただいたということで、予想以上の方が来ていただいたというふうに認識してございます。

それと、あと収支のほうでございまして、これも、これにつきましても、かなり市のほうで持ち出しをしなければならぬのかなという想定をしてございました。利用者が増えたら、当然、料金のほうも上がってきまし

て、最終的には市のほうで持ち出し分については約100万円ぐらいの、100万ちょい、110万円ぐらいの持ち出しで何とかおさまったかなというのが実績でございます。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）聞き方がもう一つ不親切やったのかなと思いますが、直売所、それから食堂についての経営についてもご説明願えますか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）直売所のことでございますけども、直近ということでございます。俗に言う「かあちゃん食堂」という形で今年の4月ぐらいまでは経営はできておったわけでございますけれども、なかなか経営的にも厳しい面もございまして、そういった意味合いの中で、今年の5月からは閉めてございます。温浴施設への利用者が増えてきている途中でございますので、何とか再開をというようなお話も再三させていただいておりますけれども、再開には至ってございません。ただし、食堂部分はあれなんですけども、飲食関係についてだけでも地元のほうでやっという話のほうにまともにして、直近においては、飲み物等については現在やっておるのが現状でございます。

（「直売所は」と呼ぶ者あり）

○経済部長（浦 彰伸君）失礼しました。直売所につきましては、以前と変わらず行っております。

○議長（井上勝彦君）答弁もれ。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）ちょっと、もう少しきちっと細かく説明をお願いしたいと思います。というのは、食堂部分についての売り上げとか収益の状況、それから、直売部分についての売り上げ、収益の状況等について、ご報告をお願いしたいと思います。任せっきりで市

は知らんのですか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）お答えします。ちょっと手持ち資料が不足してございますので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）後ほどということで、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、次に、8款土木費、9款消防費、28ページから33ページまで、質疑ありませんか。

19番 小林君。

○19番（小林 弘君）29ページの土木費2309緊急防災・減災事業に要する経費の工事請負費について、市長からの説明もありましたが、もう少し詳細な説明をお願いします。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）防災・減災の工事請負費につきましては、道路としては3本施工する予定で計上させていただいております。

一つは、橋本小学校、これは拠点避難施設になっておりますことから、こちらへの接続道路を予定しております。延長は約140mの予定でございます。

それから、もう一路線については、南馬場清水地内における旧南海の廃線敷、これを利用いたしまして、学文路中学校、これも拠点避難施設になっておりますが、ここへ通じる道路の整備でございます。延長は約280mとなっております。

それから、もう一路線は、学文路中学校前の市道向副南馬場線から南馬場緑地広場に至る進入路というところで、延長が170mを計上しております。

この三つの路線を、今回、防災・減災の関係で整備をしたいということで、補正予算を計上させていただいております。

○議長（井上勝彦君）19番 小林君。

○19番（小林 弘君）その中学校から南馬場緑地に抜けていくところの道路の幅員のほう、ちょっとお願いしたいんですけど。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）廃線敷の部分を極力有効利用をして道路をつけたいというふうに考えておりますが、基本は幅員6mの道路というところで、現在計画を進めております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）31ページの消防費の交付金について、一度お伺いします。19番の伊都消防組合負担金として1,719万7,000円、これはこれでいいんですけども、伊都消防につきましては、昨年度も1億7,500万円からの負担金ということなんです。これはこれとしまして、私は、この件につきまして一般質問でも何度かさせてもらいましたけども、一つの市で二つの消防本部があるというのはおかしな話ということで質問させていただきました。そのとき、当局の答弁として、広域組合の協議会も立ち上げているということをお聞きしたので、もうすぐにでもできるのかなと思っていましたけども、なかなか進展しないという中で、どのようになっているのかなと、私自身思うわけです。

今現在も、これ、協議会は開催しているのか。それで、開催しているのであれば、年何回ぐらい開催しているのかについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（大谷 明君）中本正人議員の質問に答えさせていただきます。伊都消防組合との広域化の話につきましては、何回か、平成18年の合併以来やってきましたんですけども、その途中で紀北の五つの消防の広域化の話があって、そこで大きな広域化ということで、そちらのほうにシフトしたわけですけども、

それが去年の11月に話がなくなりました。その後、消防としましては、やはり、橋本市において二つの消防というのは変則体制ですので、その解消に向けて協議をするべく、消防同士はしてるんですけども、あとの市町村に対しての働きかけはしている状態なんですけども、それがまだ今、相手の事情もあることですので、なかなか進展しないと。今、そういう状況になっております。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）私もこの件につきましては、いろんな話も入ってくるわけですけども、しかし、いつまでこのままでほうっていくのかということですよ。私はおかしいと思いますし、最終的に、今消防長が言いましたように、伊都消防との話も進めていかなければいけないと僕は思うんですけども、いつまでぐらいにこれ、持っていかないと、だらだらいけばこれ、いつまでたっても進展しないということになりかねませんので、当局としての考えをどのように持っているのかと、最終的にもう一度、詳しくお願いします。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほど、消防長のほうがご答弁させていただきましたように、協議の話は持ちかけても、なかなか足並みが、向こうの足並みもそろわないというのが実情でございます。もう一点、司令室につきましても、単独でするよりは一緒にしたほうが、経費的にランニングコストも安く上がる、建設費も安く上がるということで、いろいろ協議はさせていただいてるんですけども、それさえうまくいっていないという現状がございまして、橋本市といたしましては、現状ははっきりと、このままの状態は良くないというのは思っておりますので、今後も粘り強く協議をしていきたいとは思いますが、なかなか相手があることですので、

向こうにとっても、当市にとってもいい条件というのを探っていくないと、前へは進んでいかないのかなというふうに思っております。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）消防長が言っていましたように、県下五つの消防の統合の話がありました。それが破談した後、すぐさま伊都消防の問題を、橋本消防の問題をどないするかということで、高野消防も含めた議論をしなければいけないなということで、市長とも話しまして、そういう体制に入りました。

それで、その後ですけれども、伊都の消防の管理者のかつらぎ町長の選挙がございまして、新しい町長に、私どもも4月でしたか、会いに行っていて、これについて、伊都消防としてはこれでええんかわかりませんが、橋本消防は非常に困ってますという話の中で、やっぱり指揮命令系統が二重化になっておるのは具合悪いですという話を率直にさせていただきました。それで、かつらぎ町につきましては、それはかなり理解されております。前の町長からの引き継ぎもありますし、町長そのものがそれに携わっていたということもございまして、理解されてございます。ただ、管理者はやっておるんですけども、副管理者のほうを説得するまでいかないやという話の中で、その何て言うんですか、司令室の統合を突破口として、その前には伊都・橋本、どっちかといったら統合しかないなという話の中で、その方向へ進めていく話をしているということが、かつらぎ町長との間ではできたんですけども、それを九度山町長の、僕らは町長までちょっとよう話できませんんですけども、企画の担当に話をしますと、やはり、もう私の目の黒い間は消防の話は一切乗らんというような感じなんですということです。それで、司令室の話も、そういうことで進めてもええかわかりませんが、そんなもん、

私、積極的じゃないよ、というような雰囲気でございます。

ということで、そこらのところでちょっと今、とまっているわけでございますけれども、司令室の問題につきましても、一定の話を出さないけませんし、かつらぎの町長もそない言っていていただきますので、これはうちの合併の残ったお土産みたいになってございますので、これはもうこのままでええという考え方はございません。そういうことで、本来でしたら、もう3年ぐらいの間に解決しなければいけない問題ですけども、今後も粘り強く、正常化に向けて話し合いを進めていきたいなというふうに考えてございます。

現状とこれからの考えということで述べさせていただきます。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）今、理事が申し上げました話では、九度山の町長がということなんですけれども、実は、九度山町長は、伊都と橋本の合併というよりは、もっと広域でいろんなことを、司令室の話につきましても、県下一つというんですか、もっと大きなことで考えていくべきではないかというところで、もともとの考えをお持ちでして、伊都とだけでどうこうというのには、ちょっと今のところはということですので、そのところ、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それは、話わかったようなわからんような話ですけども、結局、見通しがつかないということか、あるいは、一定のめどが、この辺にめどを置いてやっていくという話か、もう大分長いことこの話出て、全然進んでないということなので、相手があるからとか、制度的には相手が反対したら絶対にだめだという制度になってるんですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）今までは、広域組合の中で構成員が、全員の全会一致でないと脱退なり、何なりの決められないということがございましたけど、今回の地方自治法の改正の中では、構成市の議会で意思表示して2年たてばできるということになってございます。制度上はなっておりますけれども、もうけんか別れる覚悟ですということではなければ、それは行使することが難しいのかなというふうに考えてございます。制度上はそういうことで、橋本市の議会が伊都消防から脱退するということでしたら、ここで議決いただいて2年たったらできるということになってございますけれども、感情的なものがかなり残るんじゃないかなというふうに思います。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）状況はわかりましたけれども、感情的にわだかまりがあるから、市民の税金を何千万円か年間ほっていくと。それに近い形で処理していくというのは問題あると思いますので、議会は議会として、また、議長を中心にいろいろ考えがあると思うので、その辺も、やっぱり感情感情で、市民のふところ勘定が具合悪いというのは、それは漫画にもならないので、その辺、積極的に進めたいと思います。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）まだ、今、そういう案が出てきた状態です。まだ公布されてもございません。地方自治法の改正については、近々公布されるということです。

それと、これは言うていいと思いますけども、議長のほうでも議長会のほうで、そういうことでも動いていただいております。そういうことで、行政も含めて、ほかの側面からもちよっと必要かなということも思います。もう待ったなしの状態になってございますの

で、何か突破口を開いていかなければいけないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）先ほどのおただしでございます。紀望の里ひととき館のことでございます。施設に入っております食堂、そして農産物の直売所、これにつきましては、橋本市エコパーク紀望の里の利用組合が直接経営を行っている事業でございますので、現状、市のほうできちとした数字については押さえ切れておらないのが現状でございます。

ただしかし、昨年1年間の売り上げにつきましては、食堂と直売所あわせまして、年間で1,600万円の売り上げがあったというふうに聞いてございます。月に割りましたら、約月130万円の売り上げがあるというふうに聞いてございますので、ご了解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）地元の方にやっていただいておりますので、市が直接経営しているわけではないということもあるんですけども、やはり、市の施設を使って地域のためにやっていただいているということで、これの経営状況については、市もやはりきちっと把握をして、ともにいい方向に進んでいくように努めていただきたいと思います。というのは、つまり経営の内容についても、それはもう任せたんやから、市はもう関知せんよというんじゃないくて、そうじゃなくて一緒にやっていくという姿勢を持っていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（井上勝彦君）もう質問終わってますので、中西議員、もう土木・消防費に移りますので、答弁もれのみにしていただけたらありがたいんですが、よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、次に、10款教育費、32ページから39ページまで、質疑ありませんか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）33ページの教育費の2814緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の215万8,000円ですか、ここの説明をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えをいたします。平成22年10月より実施しております学校図書データベース化で、23年度をもってデータベース化は終了しておりますけれども、さらにそれを各学校において有効に利用活用するため、緊急雇用で臨時職員2名を10月から採用させていただくものでございます。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます。せっかくデータベース化できたので、私も一般質問で取り上げさせていただいて、大変ありがたいと思っております。ただ、学校数を考えますと、2名というのはちょっと残念なんですけど、ぜひ、このデータベース化をしたことによって、どんどん子どもたちの読書活動が盛んになるように、今後も引き続き、今度は当初予算なりで、きっちりとした人員を確保していただきたいと思います。というのが、臨時、緊急雇用ですと、専門的な知識というか、資格を持った方が雇えないというデメリットがございますので、やはり司書の資格を持った方ですとかという方を雇っていただきたいので、その辺、来年度に向けての教育委員会としてのお考えがあれば、ちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）土井議員のほうか

ら6月議会でも一般質問をいただきまして、その際、答弁をさせていただいておりますが、その6月議会の時点では、今回の緊急雇用の交付決定等がございまして、学校の教職員といえますか、学校の処務規程の中で、不足するところを補っていくというふうにご答弁をさせていただいております。教育委員会として、そういった人員の確保には最大限努力はしてまいりますけれども、限られた予算の中で、教育委員会の既存の事業も見直すというような中でも、いろいろなことは検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）37ページの3216児童館管理運営に要する経費、胡麻生児童館改修工事費1,190万円について、この胡麻生児童館という場所、私も不勉強なのでお教えいただいて、実際の運営内容を教えていただきたいと思います。

それと、3218勤労青少年ホーム運営の経費230万円、耐震診断ですけれども、これは、この施設を現状のまま耐震化をするために診断をするのか、それか、耐震がだめだったら、もうこの施設を取り壊すということもあり得るのか、この辺をご説明いただけますか。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えをいたしますが、私も不勉強でございまして、児童館の位置は、ちょっと今のところ私、わかっておりません。胡麻生八幡の西らしいです。すいません。

この児童館につきましては、市の児童館の設置管理条例の中にうたわれた児童館でございまして、現状、職員の配置もしておりません。地域の、地区の集会所的な利用をいただいております。

橋本市の行政改革推進計画にもとづいて、

そういう人の配置のない児童館については地元区に移管をしていくという基本的な考え方に沿って、今回、胡麻生区のほうに移管していくものでございます。

それから、勤労青少年ホームの耐震診断でございますが、今回の総務委員会に、企画のほうから市のシビックゾーンの計画の変更の説明があるというふうにお聞きをしております。勤労青少年ホームにつきましても、そのシビックゾーン計画の中で、今後どのような利用ができるのかということも含めまして、まず、勤労青少年センターのそのものの耐震がどうなのかということを確認するものでございまして、今後の利用計画等につきましては、そのシビックゾーン計画も含めて、耐震の結果も含めて、これから検討されるものであるというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）まず、胡麻生の児童館、地元区へ移管していくような形で、今回は、この1,200万円ほどの改修が終了すれば、これが条件で移管していくというふうにとらえさせていただいてよろしいのでしょうか。その一点。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）そのとおりでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）恐れ入ります。先ほど、農林振興のところで、森下議員よりおただしのところでございます。25ページの青年就農給付金についてでございますけれども、私のほうは農地の集積事業を図るという形で答弁させていただきましたけれども、これにつきましては、新規就農者への経営が安定するまでの支援という形での事業でございます。

ご訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）それでは、ないようですので歳出を終わります。

引き続き歳入に入ります。4ページをお開きください。歳入全般について行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので歳入を終わります。それでは、歳入、歳出全般について行います。質疑ありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）先ほどのところ、25ページのエコパークの件ですけれども、これは現在、直売所と食堂の部分、地元区に任せている部分ですけれども、これを今、どういうふうの評価していくんかということですね。そして、今後のことも含めて、どう考えているのかということ、ちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

もう一点は、私も聞こうと思っていた部分で、同じページの青年就農給付金で、補正で上がっておるんですけど、これはとりあえず枠をとりに行ったということであって、就農者が5人、もう既にいるということではないんですかということのただし。

もう一点あります。もう一点は、ページ数で言いますと40ページでございますけれども、母子健康センターの解体工事費設計監理委託が上がっておるわけですけども、債務負担ですね。これを解体をする理由は、要するにこの建物が耐震とか、あるいは耐用年数からしてもう使えないのか、あるいは、今の進入路の関係で除却せざるを得ないのか、そのあたりをお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）紀望の里でございます。現在は食堂部分が閉まっているという

現状を踏まえまして、利用については今までも盛況であったと。また、好評でもあったというふうに認識してございます。今後、再開できるように、市としましても最大限、地元のほうにお願いもし、努力もしていきたいなと。今後もあるべき施設やという認識でおるところでございまして、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一点の、青年就農給付金の5名ということでございまして、これにつきましても新たな事業でございまして、5名については今後、年齢等いろいろ、5年間で農業経営が成り立つという計画を立てていただく必要もございまして。また、45歳未満の方でなければならないというような、細かな規定等もございまして。地域での説明会等を開かせていただいて、そこで5人程度出ればいいのになという5名でございまして。決して5名、人が決まっておるという状況ではございせん。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）40ページの債務負担行為の中で、母子健康センターの解体工事の設計監理委託料の件ですけれども、現行の母子健康センターは、来年1月4日に開所する保健福祉センターができますと、廃止するという事になっております。市としては、いろいろ活用方法があるかということで考えたわけですけれども、当母子センターが、基礎部分というのがご存じのとおり丸石で積み上げた基礎になっております。今の現行の建物も調査しますと、約10cm南側に傾いているそうでございます。さらに、建物自体が鉄骨造りでございまして、かなり荷重がかかるということの中で、基礎部分が軟弱であるにもかかわらず、その鉄骨部分の荷重がかかるということで、今後、大きな地震等々来ましたら、建物ごと南側に崩れるという可能性が

あるということで、今回、解体するということになりました。進入路等は関係ございません。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）25ページのエコパークですけれども、再開の方向で考えてられるということですが、食堂の分ですね。これ、本当に見きわめが必要かなというふうに思います。1年間やられて1,600万円の売り上げということで言いますと、月ざっと百数十万円ですね。1日にしましても売り上げが約10万円に届かないというような状態ですから、これが飛躍的に売り上げの上がるような方向の経営の計画が立たないことには、再開してもなかなかしんどいというふうに思いますけれども、それは部長、どない、本当に再開してやっていけるものだとお考えですか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）まず、温浴施設への利用者というものがかなり増えてきてございます。風呂に入りに来たら、あとまたちょっと休憩もしたい、そして冷たいもんも飲みたいというようなお客さんも多数ございます。また、昼間来ていただく方についても、少し早目に行って食事でも済まして風呂に入ろうかというような声も再三聞かせていただいてございます。やはり、飲食関係も温浴施設にはあるべき施設なんかなという、今現在ではそういう考え方を持っておるわけでございます。

それと、農家の、自分とこでとれた自家野菜をあそこで販売していくということにつきましても、農家の方が、野菜づくりにより積極的に取り組むようになったという意見も聞いてございますし、また、それが自分の思った値段で販売できるという、一つの農家の喜びということも聞かされてございまして、経営ということを考えましたら、なるほど厳

しい面があるかとはいうふうに思いますけれども、利用者のニーズからすれば、やはり、あるべき施設かなという、今現在では考えておるのが現状でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）別表の3なんですけども、議案書28ページ、地方債のことなんですけども、地方債の引き受けというのは、金融機関、この前ちょっと伺ったらJAとか紀陽銀行とか、またほかの銀行とかというふうに引き受け金融機関が決まっているというお話なんです。それで、競争して利率の安いほうが市民の役に立つので、もうちょっといろんな金融機関にお願いして、入札に入ってもらったらどうかと思うんですけども、それ、限定している理由というのは何ですか。

○議長（井上勝彦君）財政課長。

○財政課長（吉本孝久君）先日の答弁もさせてもらいましたけども、橋本市の金融機関、紀陽銀行、JA等の市中銀行で借り入れの入札をしていると。都市銀行を入れたこともあったんですけども、それにつきましては、辞退をしているという形で、今のところ、市中銀行で入札をしている状態です。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）前の答弁と同じなんですけどね。前に辞退したから、もうそれではないと。募集しないというのはおかしい話で、ほかの銀行たくさんあるんですから、そういう銀行に声をかけて、入札に参加してもらおうということを、なぜしないんですか。辞退されたから放っておく、それでも市中銀行だけだと。何か、特別な癒着あるように感じられてもしようがないんじゃないですか。大きな建物の場合は、大手の建設会社に来てもらいますやろう。この件については、お金の問題だから、あれば貸してくれると。紀陽銀行

で十分間に合うんですけど、しかし、競争させる中で、安い利息で貸してもらおう。市民の利益になるんじゃないんですか。たとえ1%でも0.1%でも、大きな額になれば、また利益も大きくなるという、そういう観点から考えれば、前に言うたけど辞退されたんで、もう何もしてませんでは納得できないんですけど。

○議長（井上勝彦君）財政課長。

○財政課長（吉本孝久君）平成24年度におきましても、第三セクター改革推進債で13億4,000万円発行もございますので、今回の入札につきましては、市中銀行を入れることも検討したいと考えます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）40ページの債務負担行為のうち、仮称橋本こども園園舎新築工事基本・実施設計監理委託なんですけど、一応、第一次計画では、あと3園こども園の計画がありますが、この西部こども園については、まだ、場所とか発表とかはないんですけども、この橋本こども園については、ここで、この基本・実施設計監理委託というものが出てくるということは、次は、橋本こども園に取りかかっていくといたしますか、そういうことでここに出てきているんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）橋本こども園につきましては、既に27年4月開園という方向付けが決定されてございます。これは、橋本小学校の移転に伴いまして、27年4月に決定したということでございます。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そしたら、あと西部と学文路については、いつぐらいにめどといたしますか、発表があるんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）幼保5カ年計

画の順序としては、まず橋本こども園、それと並行して山田地域でのこども園も検討してはいるんですけども、ただ、山田地域の、今現在、場所もまだ確定はしてませんが、市としては考えているところもあるんですけど、そこは文化財ということも出てくる可能性もあるようでございます。そんな関係で、確実に、じゃあ何年からということでは、今はまだ決定してございません。文化財の状況も、調査も一応完了してということになるかと思っておりますので、若干橋本こども園より遅れる可能性はございます。学文路につきましては、その後ということになるかと思っております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）33ページの2814の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に要する経費ということで、これは先ほど質問あったんですが、これは図書のデータベース化、2名の方を置いて図書整備されていくということなんですが、この図書整備して、開いているところと、まだ図書が開いていない中学校もあるとお聞きするんですが、このことについて、開いていない、まだ図書室があるなら、それはなぜ開いておられないのかという理由をお聞かせ願いたいのと、それと、図書を開いているところについての、開室状況について、この2点、お伺いいたします。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）小学校、中学校の図書室については、原則、開いています。各学校によって、開いている時間帯など、その辺については違いがありますが、図書室は学習センター並びに読書センターとして働きをしています。それと、開いている状況については、今、資料がございませんので、また後ほどお答えいたします。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成24年度橋本市一般会計補正予算（第3号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、2時20分まで休憩いたします。

（午後2時3分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁もれ、お願いします。

教育長。

○教育長（松田良夫君）先ほどの、小・中学校における図書館の開館状況についてお答えします。

小学校におきましては、主に昼休み、それからロング休憩に図書館を開けて、子どもに活用させております。それから、小学校におきましては、週に1時間、各クラスごとに図書の本というのがございます。そのとき、担任の指導のもとに、図書館の活用の仕方等々について学んでおりますし、理科とか社会の教科学習において、必要に応じて図書館の書物を学習資料として活用する、そういった活用方法です。

中学校におきましては、昼休みが開館、すべての学校で開館と。それと、教科の学習に応じて、適宜、図書館の本を学習資料として活用する、そういう利用の活用でございます。

ただ、それで図書館の活用が十分かといいますと、まだまだ図書館の活用については、いろいろと、子どもたちの学力なり、学ぶ意欲を高めていく上での利用の仕方、あるいは読書意欲を高めていく上での利用の仕方という工夫の余地、たくさんあると思いますので、その点については、各学校と協議を進めていきたい。

以上です。

○議長（井上勝彦君）日程に従い、議案審議を行います。

日程第27 議案第2号 平成24年度橋本市
国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)について

○議長（井上勝彦君）日程第27 議案第2号 平成24年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようすので、質疑を終結いたします。

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようすので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成24年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第3号 平成24年度橋本市
公共下水道事業特別会計補正予
算（第1号）について

○議長（井上勝彦君）日程第28 議案第3号 平成24年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようすので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成24年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第4号 平成24年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(井上勝彦君)日程第29 議案第4号 平成24年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君)7ページの7803と7804、両方とも修繕料がついてるんですけども、この修繕の詳しい中身について、ご説明お願

いいたします。

○議長(井上勝彦君)上下水道部長。

○上下水道部長(野上義己君)7ページの吉原地区の農業集落排水管理に要する経費の修繕料、これに関しましては、流量調整槽内に2台ある流量調整ポンプのうち、1台が経年劣化しておりますして、そういった形でポンプの部品の摩耗等により、現在停止しております。現在1台の運転となっておりますして、この修繕を行いたいというところがございます。

それと、あと通報装置でございますけれども、処理場、中継ポンプ場並びに宅内ポンプ場の通報システム装置におきまして、システム導入後、誤送信するような不具合が生じてございます。そういった形の修繕でございます。

山田・出塔地区の農業集落排水に関する経費の修繕料、これにつきましては、通報装置システムの修繕でございます。これも先ほどの吉原と同じく、通報システムの装置の修繕でございますして、処理場、中継ポンプ場並びに宅内ポンプ場の通報システム装置の経年劣化等が原因となりましての修繕でございます。

ただし、この金額の差がございますので、その辺の理由もあわせてご説明させていただきますと、吉原処理施設の通報装置の取り替えより、山田・出塔の処理施設の費用が高額となっております理由は、吉原の処理施設は、通報装置本体1台でありますけれども、山田・出塔処理施設は、通報監視装置本体、通報装置、送受信装置並びに音声変換装置各1台の、3台の機械の取り替えが必要となってきておることからです。それでまた、吉原処理施設の監視箇所、11箇所に対しまして、山田・出塔処理施設は25箇所と多いため、後継機の、この後の機械の通報処理プログラムの改良が山田・出塔処理場施設には必要でないためでございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）先ほど、経年劣化のための交換ということで、だいたい、この集落排水は何年ぐらいの耐用年数といたしますか、の見込みで、今、何年目なんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）通常のこういった機械、システムの関係の耐用年数というか、年数につきましては、こういったところで6年から7年というところがございますけれども、本施設につきましては、10年以上経過してございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成24年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第5号 平成24年度橋本市
土地区画整理事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（井上勝彦君）日程第30 議案第5号 平成24年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成24年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第31 議案第6号 平成24年度橋本市
介護保険特別会計補正予算（第
2号）について**

○議長（井上勝彦君）日程第31 議案第6号
平成24年度橋本市介護保険特別会計補正予算
（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成24年度橋本市介
護保険特別会計補正予算（第2号）について
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

**日程第32 議案第7号 平成24年度橋本市
水道事業会計補正予算（第2号）
について**

○議長（井上勝彦君）日程第32 議案第7号
平成24年度橋本市水道事業会計補正予算（第
2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成24年度橋本市水
道事業会計補正予算（第2号）について を
採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第33 議案第8号 平成24年度橋本市

病院事業会計補正予算(第2号)
について

○議長(井上勝彦君) 日程第33 議案第8号
平成24年度橋本市病院事業会計補正予算(第
2号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第8号 平成24年度橋本市病
院事業会計補正予算(第2号)について を
採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。